

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和 7 年 1 月 21 日)

開催日及び場所			令和 6 年 12 月 4 日（水）北陸農政局第 1 ・ 2 会議室		
委員			中田 博繁 （弁護士） 古谷 まゆみ（公認会計士） 大割 範孝 （ジャーナリスト）		
審議対象期間			令和 6 年 7 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日		
審議対象案件			109 件うち、1 者応札（応募）案件 24 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
抽出案件			5 件 うち、1 者応札案件 2 件 （抽出率 4.6%） （抽出率 8.3%）		
抽 出 案 件 内 訳	工 事	一般競争		3 件 うち、1 者応札案件 2 件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0 件	
		指 名 競 争	公募型指名競争	該当なし	
			工事希望型競争	該当なし	
			その他の指名競争	抽出なし	
		随意契約		抽出なし	
	業 務	一般競争		抽出なし	
		指 名 競 争	公募型競争	該当なし	
			簡易公募型競争	1 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0 件	
			その他の指名競争	抽出なし	
		随 意 契 約	公募型プロポーザル	該当なし	
			簡易公募型プロポーザル	1 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0 件	
			標準型プロポーザル	該当なし	
			その他の随意契約	該当なし	
	物 品 役 務 等	一般競争		抽出なし	
		指名競争		該当なし	
		随意契約（企画競争・公募）		抽出なし	
		随意契約（その他）		抽出なし	
	(特記事項) なし				

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし	

事務局：北陸農政局総務課

（注） 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第４２条第１項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	1 一般競争 新川流域二期農業水利事業 鎧漕排水機場ゲート格納庫建築工事	
	◆元々のゲート格納庫は別の場所に設置されていたのか。 ◆格納庫が建築された後は、既設の排水機場は改修することになるのか。 ◆1 者応札となった要因と分析について、以下の点を伺いたい。①高度な技術を要する工事内容（格納庫の建築工事）ではないと思われることから、1 者応札となった要因が不明である。②「当事業所において、当該工事のような建築工事発注の予定は今後ないため、アンケート調査は実施していない。」とあるが、今後の発注見込みは予測できるのか。③1 者となった要因と分析結果については、案件を発注した事業所の裁量だけで完結するのではなく、他の発注機関にも展開できるようなシステムを構築し、公平公正な入札が定着していくような取り組みが必要と考えるが農政局の見解は。 ◆1 事業所の裁量により、1 者応札の要因を事後に分析するだけでは、入札を監視するシステムが定着していないのではないか。誰が異動になっても適切な手法がとられる、監視の目を意識付けるようなシステムの定着が重要ではないかと感じた。	◆既設の排水機場内にゲートを保管していたが、新たに2つの排水機場（第1、第4排水機場）を設置することにより、増えたゲートの保管場所を確保する必要から格納庫を新築する。 ◆新たな2つの排水機場を設置後、既設の旧第1排水機場は撤去することになる。 ◆①の1 者応札となった要因について、当該工事は排水機場の新設に付随した工事であることから、工事着手が8月末となり、既に他の受注案件を抱える業者が競争に参加しづらい状況にあったこと等が考えられる。発注時期と受注機会の構造的な問題であると認識しており、今後の発注に向け改善を検討していきたい。②の同様の建築工事に係る発注見込みについて、災害の発生等予期しない事態を除けば、事業計画、どの施設をいつ造るかは、事業実施時に把握しており、当該事業所の残期間において、今後同様の工事の発注見込みがないことは予測できる。③の要因と分析のフィードバックについては、当局としても問題意識を持っており、分析及び展開の方法を明文化すること等を含め今後検討していきたい。 ◆ご指摘の点については、当局としても改善事項と認識している。今後の対応として、分析結果等については具体的に明文化するとともに、事業所の分析結果及び対応に対し、農政局として妥当性等を判断し、意思決定の過程を示していくことも必要ではないかと考える。

	◆工期の始期が遅く、技術者の配置、資材の調達等が困難であることが競争参加者の少なかった理由とすれば、当該工事のように事前に工期が予測できるものについては、早めに入札公告を出すことが可能なのではないか。	◆可能であるとする。品質確保の観点から余裕を持った工期を設定する傾向となっており、早期発注により、業者を決定し、十分な準備期間を設けて施工に入ってもらえることがより多くの業者に競争参加してもらう方策の一つと考える。
--	---	--

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	2 一般競争 直轄災害復旧事業加賀三湖地区 柴山潟堤災害復旧その 1 工事	
	◆施工体制評価点の「30 点」と「10 点」の付与の違いについて説明願いたい。 ◆低入札ヒアリングにより資料提出した結果、30 点を付与される場合もあるのか。 ◆低入札ヒアリングを辞退するケースについて、説明願いたい。 ◆低入札ヒアリングの審査内容が確認できる資料を本委員会へ説明資料として追加できないか。 ◆評価方法について、施工体制評価点を基に加算点が算出されるのは理解できるが、最終的な評価点の算出の際、施工体制評価点を 2 回利用する算定式となっている。低入札となった場合には施工体制評価点の二重評価により落札の見込みがないことになり、入札金額の差が小さい場合に不都合ではないか。 ◆調査基準価格の設定が低入札の要因と考えた場合、予定価格の積算に問題があるのではないか。	◆調査基準価格以上の入札者であれば 30 点を付与、10 点については、調査基準価格を下回る者から施工体制に係る資料の提出を求め内容を審査した結果、施工体制の確実性及び品質確保の観点から決定された評価点である。 ◆過去の事例では、品質確保の観点等から低入札の者に対し満点の 30 点を付与したケースはない。 ◆業者は、同程度の入札価格において、施工体制評価点が低ければ落札の見込みはないと判断し、低入札ヒアリング用の資料作成や労力を惜しみ辞退するのではないかと推察する。 ◆審査内容の資料は提示可能なので、次回以降説明資料として添付する。 ◆算定方法については農林水産本省が定めたものであり、算定式の仕組みに係る詳細は不明であるが、過去に価格競争のみが優先されていた経緯から、適正な工事の品質確保を目的に現行の低入札ヒアリングに伴う評価方法が導入されたものと思われる。 ◆低入札となった場合、予定価格のチェックは行っている。企業努力により、低入札となったものと推測する。

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	3 一般競争 信濃川左岸流域農業水利事業 水管理施設整備工事	
	◆1 者応札となった要因分析について、アンケートの調査結果が提示されているが、業者から提出された調査回答を説明資料に追加できないか。 ◆アンケートの回答は、該当事項にチェックを入れる形式が基本であり、「その他」事項のみ自由記載となっているように思われる。改善すべき点の選択項目に対し、要望の内容が具体的に記載されていないと発注者に伝わらないのではないか。 ◆契約の複数年化を求める意見があるが、実態として複数年契約は実施されているのか。 ◆当該工事については、今後も継続的な発注が見込まれるものなのか。 ◆契約の複数年化とは今後の発注を含めた要望なのか。 ◆発注者の方針としては、発注ロットを大きくしていこうとする傾向なのか。	◆提示可能なので、次回以降説明資料として添付する。 ◆アンケートは業者へ無償で協力をお願いし回答していただいていることから、複雑な回答を求めづらいという事情はあるが、要因分析の向上に向け改善を検討したい。 ◆大規模工事や補正予算の執行による年度末発注等の場合、国債工事や翌債により複数年かけて工事を実施する場合がある。 ◆水管理施設工事については、当該事業地区の別の場所で開催する予定である。 ◆発注ロットの大きさを期待する業者もあり、複数年となる程度のボリューム感のある規模の工事発注を期待する意見と推察する。 ◆予定していない工事を実施するわけにはいかないので、ある程度の工事規模は決まっている。ただし、当該工事のように複数箇所で実施する場合、どれくらいの発注規模にまとめるかは、予算等を勘案し検討することになる。なお、工事発注に当たっては、大手企業、地元企業の受注も検討材料とし、より多数の業者が入札に参加できる規模を検討している。

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	4 簡易公募型競争 国営水利システム再編事業 新津郷阿賀野川左岸地区幹線水路等測量業務	
	◆低入札価格調査内容について、経費毎の削減内容に記載されているパーセンテージは、予定価格に対する比率を示しているのか。 ◆所要経費のうち、最も大きな割合を占めるものは何か。 ◆予定価格に対し、半分程度の請負金額であるが、そこまで減らせるものなのか。 ◆参加表明書に基づく審査結果では、入札参加業者のすべてが新潟県内に本社（店）を有していると記載されているが、落札業者に地理的な優位性はあったのか。 ◆説明資料については、落札率が低い要因と低入札価格調査委員会による調査資料が綴られており、大変分かりやすい。今後も同様な説明資料の提示をお願いしたい。	◆そのとおり。 ◆直接人件費である。 ◆工種によるのではないかと考える。当該業務については、高度な技術を要しない単純作業であることから、地理的な優位性を生かした作業日数の短縮等工夫の余地があること、また、企業努力による経費の削減が容易な工種であることが理由として考えられる。 ◆当該資料だけでは、新潟県内の詳細な所在地は不明であるが、他の受注案件の現場が近傍にあり、技術者の派遣や機材の使用に利便性があるケースも考えられる。 ◆了解した。

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	5 簡易公募型プロポーザル 国営土地改良事業地区調査 坂井北部地区新江導水路基本設計他業務	
	◆技術提案書の評価結果に基づき、契約者を決定する方式なのか。 ◆技術提案書の提出に関する公示には、金額的なものは記載されているのか。 ◆決定した金額で問題は発生しないのか。 ◆案件によっては複数回の見積合わせを行っていることから、金額的なすり合わせがあるということなのか。	◆そのとおり。 ◆予定価格は公表していないが、積算項目及び単価は開示していることから、双方の組み合わせにより金額の算出は可能な前提条件になっている。また、価格競争であれば企業努力の要素が含まれる可能性があるが、当該業務の契約方式は技術提案書の評価結果をもって契約の相手方を決定する方式であることから、契約候補者と見積合わせを行うことになる。 ◆可能性としては考えられるが、過去に発生した事例は聞いていない。 ◆より多くの利益を得るため、意図的に高めの見積金額を提示し、予定価格に近づけていくことは考えられる。

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	その他全般	
	なし	
委 員 講 評		
◆本日の委員会において、農政局長に対し、意見の具申又は勧告を行うことが必要な案件はなかった。説明資料の追加については、次年度の委員会に向けて対応をお願いしたい。		